

令和6年度包括外部監査結果報告に対する措置状況

監査の対象

令和6年度監査テーマ

「都市局都市整備室及び道路安全室が所管する事務事業について」

監査結果に対する措置状況

監査結果に対する措置状況は別紙のとおり

令和6年度 明石市包括外部監査結果＜指摘＞に対する措置状況

No.	頁	区 分	項 目	指 摘	市の対応(予定)や考え方												
1	P60	成果指標・目標 (所管課) 都市総務課 区画整理課	実績値の集計誤りについて	屋外広告物規制事務事業、区画整理一般事務事業、大久保駅前東西工区土地区画整理事業の各事務事業において、実績の集計が誤っている事例が見受けられた。 成果指標の実績件数の集計を誤った場合や目標設定時と実績集計時に異なる集計方法となった場合、目標と実績の正確な対比ができなため、目標に到達しなかった要因等の分析ができなくなることから、正確に実績を集計することが必要である。	各事業における集計値を修正しました。今後、実績値を集計する際はご指摘のあった内容で集計します。												
2	P68	財務・契約 (所管課) 都市総務課 (事務事業) 都市計画総務一般事務事業	都市計画基礎調査委託業務に係る予算の帰属について	明石市都市計画基礎調査委託業務について、委託先1者に対して令和5年度は総額 1,210 千円、令和4年度は総額 2,409 千円となっており、予算は下記のとおり都市計画総務一般事務事業と都市計画方針策定事業の2つの事業に配分されていたが、2つの事業に配分する合理的な理由は見受けられなかった。 (単位：円) <table><thead><tr><th>事業名</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>都市計画総務一般事務事業</td><td>1,100,200</td><td>1,100,200</td></tr><tr><td>都市計画方針策定事業</td><td>1,308,800</td><td>109,800</td></tr><tr><td>合計</td><td>2,409,000</td><td>1,210,000</td></tr></tbody></table> 調査委託業務の委託先は1者であり、2つの事業に区別して計上する合理的な理由は見いだせないため、本来予定すべき都市計画総務一般事務事業の予算に帰属させることが必要である。	事業名	令和4年度	令和5年度	都市計画総務一般事務事業	1,100,200	1,100,200	都市計画方針策定事業	1,308,800	109,800	合計	2,409,000	1,210,000	令和7年度予算から都市計画総務一般事務事業に集約しました。
事業名	令和4年度	令和5年度															
都市計画総務一般事務事業	1,100,200	1,100,200															
都市計画方針策定事業	1,308,800	109,800															
合計	2,409,000	1,210,000															

No.	頁	区 分	項 目	指 摘	市の対応(予定)や考え方
3	P80	補助金 (所管課) 都市総務課 (事務事業) 都市景観形成事務事業	助成金の限度額について	令和5年度の助成金の交付状況を確認したところ、助成対象経費は 770 千円であったが、予算額が助成対象経費の3分の1の 256 千円に満たない 233 千円であったため、予算の範囲内である 233 千円を助成金として交付していた。 予算額の積算方法について確認したところ、予算要求時の助成対象経費の見積額が 698 千円であったことからその3分の1の 233 千円を予算としたとのことであった。しかし、資材高騰等に伴い助成対象経費である工事費は増額となったが、市は予算の流用や補正等を図らず、申請者に了解をとり、当初予算額を限度として助成金を交付していた。予算額の制限を理由に助成金を交付しないといった判断は、当該条例及び要綱の趣旨に反していると言わざるを得ない。 資材高騰等の理由については通常想定されることから、当初予算の要求時に1割程度の増額を見込むか、予算の流用等を図ることで、助成対象経費の3分の1の金額を交付することが必要である。	各対象建築物所有者への改修工事の意向に関するアンケートを8月に実施予定です。また、急遽改修工事の相談があった場合にはできるだけ柔軟に対応します。
4	P86	財務・契約 (所管課) 都市総務課 (事務事業) 都市計画方針策定事業	都市計画基礎調査委託業務に係る予算の帰属について	明石市都市計画基礎調査委託業務について、委託先1者に対して令和5年度は総額 1,210 千円、令和4年度は総額 2,409 千円となっており、予算は都市計画総務一般事務事業と都市計画方針策定事業の2つの事業に配分されていたが、2つの事業に配分する合理的な理由は見受けられなかった。 調査委託業務の委託先は1者であり、2つの事業に区別して計上する合理的な理由は見いだせないため、本来予定すべき都市計画総務一般事務事業の予算に帰属させることが必要である。	令和7年度予算から都市計画総務一般事務事業に集約しました。

No.	頁	区 分	項 目	指 摘	市の対応(予定)や考え方
5	P125	成果指標・目標 (所管課) 緑化公園課 (事務事業) 指定管理者 維持管理委託事業	利用率の算定誤りについて	利用率の算定方法は「利用時間÷開場時間」で算定しているとのことである。ただし、営利目的で施設を利用する場合、その使用料は通常の4倍、付属設備使用料は2倍となることから、利用率の算定にあたっては、営利目的の利用の場合は1時間の利用であっても4時間として換算しているとのことである。一方で、利用料が減免されている場合に関しては、利用時間どおりで加算されている。その結果、利用率表では利用率が100%超となっている月や曜日が散見され、効率的に施設を運用しているか否かの指標としては不適切である。 仕様書や基本協定書でも適切な利用状況を報告することが求められている。市は指定管理者に対し、実際利用時間に基づき適切に利用率を算定するように指導されたい。	令和5年度の算定方法において、営利目的での使用料が4倍であることから、利用時間も4倍で換算しており、適切な利用率で算定されていなかったため、令和6年度以降の利用率について見直しました。
6	P128	備品 (所管課) 緑化公園課 (事務事業) 指定管理者 維持管理委託事業	現物実査について	施設の視察に合わせて、備品等が適切に管理されているか確認したところ、一部に備品ラベルの貼付がないもの、使用見込みのないものが見受けられた。また、今後使用する見込みのない古いタイヤや運動会用品等が散見された。 仕様書においても、貸与備品について適切に管理することが求められている。市は備品ラベルを貼付するなど正しく管理するとともに、使用見込みがない不用品については、適時に廃棄等を行うことを検討されたい。	使用できないものについては廃棄処分し、備品ラベルの貼付のないものについては番号を手書きすることで対応しました。
7	P130	指定管理 (所管課) 緑化公園課 (事務事業) 指定管理者 維持管理委託事業	指定管理者の保守管理業務の遂行について	石ケ谷公園を視察した際、小屋のシャッターの鍵が破損しており、誰でもシャッターを開け、内部に侵入できる状況が発見された。小屋内部には刃物を含む器具や車の鍵等がおかれており、安全面・防犯面から大きな問題がある。 石ケ谷公園ほか公園・緑地の指定管理者業務に関する仕様書によると、「指定管理者は安全管理マニュアルを作成し、施設や設備等を良好に維持し、サービスの提供が円滑に行われるよう、～(略)～、日常点検及び保守管理業務を行うこと。」とされる。 市によると直ちに状況を改善したとのことであるが、指定管理者は仕様書に基づき適切に日常点検及び保守管理業務を実施すべきであり、市も適宜適切に指導すべきである。	器具庫や資機材の保管場所について、適切に施錠するとともに、鍵を適切に保管するようにしました。また、巡回時に鍵の開閉について確認するよう指定管理者に指導しました。

No.	頁	区 分	項 目	指 摘	市の対応(予定)や考え方
8	P148	資産管理 (所管課) 区画整理課 (事務事業) 区画整理一般事務事業	土地台帳の登録内容について	土地台帳を確認したところ、6件の土地について、大久保駅前東西工区土地区画整理事業の関係で取得した土地であり、事業認可を受けた昭和52年10月以降に取得しているが、取得年月日が「明治33年1月1日」となっていた。 当該年月日で登録されている理由を確認し、正しい取得年月日を登録することが必要である。	当該土地について、登記情報により取得年月日を確認し、土地台帳の登録内容の修正をしました。
9	P151	備品 (所管課) 区画整理課 (事務事業) 区画整理一般事務事業	備品台帳の記載内容について	区画整理課が保有する備品について現物確認したところ、備品番号95537について、品名(型式型番)が「オートマチックレベル(ニコン)」と登録されていたが、正しくは「スーパーセオドライト(ニコンAE-7)」となるため、備品台帳の修正が必要である。	当該物品について、備品一覧表兼物品出納簿での登録誤りを確認し、修正しました。
10	P155	財務・契約 (所管課) 区画整理課 (事務事業) 大久保駅前東西工区土地区画整理事業	工事完成日の記載誤りについて	所管課が発注した工事において、完成検査の日付が工事完成届の提出日よりも前に完成検査の日付となっている事例が確認された。その理由について確認したところ、工事完成届の書式が引渡書を兼ねる様式となっているため、引渡書の日付を記載するように指示したとのことであった。すなわち、①完成届、②検査、③引渡書の順で業務が進捗するが、①と③が同じ様式「工事完成届兼(引渡書)」となっていたことから、職員が引渡日付となる令和5年11月17日を記載して提出するように業者に指示し、同日の受領印を押印していたことが要因となっている。 上記について、日付の記載について指示する行為は、実態と異なる日付の記載につながる恐れがあるため、是正することが重要である。日付については実際の日付を記載させるように業者に対して指示することが必要である。	ご指摘の内容について、業者に対し実際の日付を記載するように指示しました。

No.	頁	区 分	項 目	指 摘	市の対応(予定)や考え方
11	P185	計画・実施 状況 (所管課) 道路整備課 (事務事業) 街路整備事業	幹線街路整備 の優先順位等 の検討状況に ついて	明石市みちビジョン V. 計画推進の考え方 P.110 には、以下の記述がある。 幹線街路整備の優先順位については、都市計画道路の見直しを踏まえ、費用対効果を再検証し、内容を市民に示すとともに、客観性、透明性を確保したうえで優先順位付けします。 上記を踏まえ、監査人が優先順位付けと費用対効果の再検証の状況及び、その情報公開について確認したところ、優先順位付けと費用対効果の再検証については確認できたが、幹線街路全体の検討状況について、市民への公開がなされていなかった。この点、整備期間・事業費用等を勘案し、優先的かつ確実に事業を進めるとした「江井ヶ島松陰新田線」及び「山手環状線」についてのみ公表しているとのことであった。幹線街路整備の優先順位等については、市民生活に大きな影響を及ぼす内容に関する検討・判断であることから、幹線街路全体の検討状況に関する市民への公表は重要である。 よって、今後、幹線街路整備の優先順位等の検討がなされる際には、その優先順位等の検討状況を幹線街路全体について公表すべきである。	幹線街路の計画的整備は、市内交通の円滑化を図るとともに、事業効果を効率的に発揮する重要な事項と考えます。 ご指摘の幹線道路の優先順位の検討・公表については、「明石市みちビジョン」次期計画策定において、限られた整備事業費を勘案しながら市内部はもとより、市民の意見を十分に踏まえながら検討します。
12	P192	備品 (所管課) 海岸・治水課 (事務事業) 海岸施設維持管理事業	貸与備品の管理 について	令和6年10月11日の実査において、備品等が適切に管理されているか確認したところ、協定書別表に記載のない貸与備品が見受けられた。 協定書別表に記載がないのは、過年度に明石市が、更新工事を外部委託した際に、備品の対象としていなかったことによるとのことであった。 明石市物品取扱要領1によると、取得価格が1万円以上ものは、備品として管理することが求められている。適宜、現物から備品一覧表を突き合わせる検証を行い、適切な備品管理を行うよう留意されたい。	当該物品について、備品台帳に登録し、指定管理者への貸与備品として追加しました。

No.	頁	区 分	項 目	指 摘	市の対応(予定)や考え方
13	P194	備品 (所管課) 海岸・治水課 (事務事業) 海岸施設維持管理事業	大蔵海岸指定管理会計における一般管理費について	指定管理者が支出する費用については、実際の支出金額に基づくことが求められるが、令和5年度の大蔵海岸指定管理会計の収支報告を確認したところ、実際の支出額に基づかない一般管理費 5,947 千円が計上されていた。この一般管理費の算出根拠に関して、指定管理者へヒアリングしたところ、社内利益目標数値を採用したとのことであった。この点、一般管理費に、一定の利益に相当する額が含まれているものと考えられる。 共通仕様書 22 報告業務（3）収支状況に関する報告には、「収入の合計額が支出の合計額を上回っている場合は、利益に相当する額を一般管理費等の支出項目には含めず、収支欄に計上することとし、実態に即した形で表記すること」とある。 実態が、利益に相当するものであるならば、一般管理費として計上すべきではなく、少なくとも、計上根拠を見直す必要がある。	大蔵海岸指定管理会計における一般管理費について、計上根拠を踏まえたうえで支出し、より適切に会計処理できるよう指定管理者と協議しました。
14	P200	指定管理 (所管課) 交通安全課 (事務事業) 明石駅前駐車場維持管理事業	独自事業に係る経費について	施設内に設置している自販機について、指定管理者は行政財産使用許可をとり、使用料を支払っているため、自販機設置使用料は、指定管理者の収支報告の対象としていない。また、当該自販機の設置については、下記、「公の施設の指定管理者制度に関する指針」の「②指定管理者が行う事業の分類」によると、独自事業に該当し、その経費については指定管理料及び利用料金から支出できないものとされている。 しかしながら、自販機設置に伴い生じる経費（水道光熱費）は、指定管理者の収支報告の中に含まれているとのことであった。 指定管理料から、独自事業に係る経費を充当することは、認められていないため、自販機設置に伴い生じる経費（水道光熱費）は、指定管理者から徴収すべきである。	独自事業に係る経費である自動販売機設置に伴い生じる電気料金について、徴収できていなかった現指定管理期間が開始した令和元年4月に遡り、指定管理者から徴収しました。 また、自動販売機等の独自事業に係る電気料金を徴収することを、指定管理業務の仕様書及び年度協定書に明記しました。

No.	頁	区 分	項 目	指 摘	市の対応(予定)や考え方
15	P202	指定管理 (所管課) 交通安全課 (事務事業) 明石駅前駐 車場維持管 理事業	収支明細の記 録について	明石駅前立体駐車場指定管理業務仕様書によると、「四半期ごとの収支報告とこれに対応する会計帳簿類（仕訳帳及び総勘定元帳）又はこれに準じる勘定科目ごとの収支明細の記録」を証憑書類とともに保管すべきことが求められている。 しかしながら、指定管理者から提出された資料は、残高の増減の経緯を示す「会計帳簿類（仕訳帳及び総勘定元帳）又はこれに準じる勘定科目ごとの収支明細の記録」とは言えない。 そのため、市として、指定管理者が明石駅前立体駐車場指定管理業務仕様書に示される収支明細の記録を適切に作成するよう指導されたい。	指定管理者には、四半期ごとの収支報告書の提出に合わせて、修繕費等の精算費目以外についても、その費目の積算根拠となる費用内訳書又は支出明細書を提出させるようにしました。
16	P203	備品 (所管課) 交通安全課 (事務事業) 明石駅前駐 車場維持管 理事業	貸与備品の管 理について	市から指定管理者に指定管理業務に使用するために貸与した備品は、適切に管理する必要があり、指定管理業務に関する協定書において対象備品が特定されている。 令和6年9月27日の実査において、備品等が適切に管理されているか確認したところ、現物が確認できないものや、使用見込みのないものが見受けられた。 適宜、現物から備品一覧表を突き合わせる検証を行い、現物のないものについては、協定書別表の記載を更新すべきである。 明石市物品取扱要領によると、取得価格が1万円以上のものは、備品として管理し、現物には所定の位置にラベルを付すことが求められている。ラベルが剥がれているものについては、再度ラベルを貼り付けるとともに、未使用のものについては、廃棄することを検討されたい。	令和6年10月16日に再度市職員立会の下、指定管理者と現物と協定書別表にある備品一覧表との突き合わせを行い、ラベルが剥がれているものについては、再度ラベルを貼り付けるとともに、未使用のものについては、廃棄を行い、備品一覧表の整備を行いました。 今後も年1回以上指定管理者と市職員合同での現物と備品一覧表との検証を行い、現物と備品一覧表との整合性を取っていきます。